

射水市総合計画審議会条例

平成17年11月1日

条例第17号

改正 平成22年3月17日条例第1号

(設置)

第1条 射水市の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 富山県議会の議員
- (2) 射水市議会の議員
- (3) 関係行政機関の委員等
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市長が必要と認める者
- (7) 公募による市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、市長政策室政策推進課に置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。